平成２３年（フ）第６４５号
栃木県宇都宮市西原町600番地33　野澤コーポ306号、前住所栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅14号棟202号室
債務者　ホースト真由美（旧姓神）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４７号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町211番地１　セジュールみはら５番館201号室、前住所栃木県宇都宮市上野町3296番地14
債務者　大島　一輝
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４０８号
横浜市港南区港南３丁目22番７号　206号室
債務者　岩出　利彦
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４５９号
横浜市戸塚区矢部町1025番地３　サイドヒル矢部２―104号
債務者　高橋　三男
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４６０号
横浜市戸塚区矢部町1025番地３　サイドヒル矢部２―104号
債務者　高橋　良子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６号
熊本県上天草市姫戸町二間戸2221、住民票上の住所熊本県天草市小松原町12番19号
債務者　谷口　明博
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後１時30分　熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第４２５号
岡山市北区大元上町10番28号　メゾン旭201
債務者　今井　裕子（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４８号
岡山県瀬戸内市長船町土師1131番地４
債務者　土屋普美夫
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４９号
岡山県瀬戸内市長船町土師1131番地４
債務者　土屋　学美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４３号
岡山市南区福田362番地11
債務者　立石真理恵
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３８１号
神奈川県藤沢市長後569番地の８
債務者　黒岡美津子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７５号
東京都国立市富士見台４丁目17番地の１15―107
債務者　遠藤　未来
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１８７号
東京都町田市木曽東３丁目９番20号シティハイム飯田Ｂ―201
債務者　玉田　義巳
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４５号
北海道河西郡芽室町本通南６丁目１番地南ヶ丘団地５―１
債務者　山田香奈子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
北海道帯広市白樺16条東１丁目21番地　ホワイト・バーチ１―３
債務者　高田　真樹
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原527番地
債務者　津嘉山寛喜
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分　那覇地方裁判所沖縄支部